

医学研究科医科学専攻修士論文提出・審査要項

〔平成19年3月8日〕
研究科教授会決定

本研究科規程第6条の規定における医科学専攻の修士論文（以下「修士論文」という。）の提出及び審査に関しては、関係諸規程に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

1. 修士論文提出に係る提出書類

修士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を受けて修士論文及び修士論文内容の要旨を提出する。

2. 修士論文等の提出期限

修士論文等の提出期限は、北海道大学学位規程の運用に関する細則第2条に規定されている期日ごとに研究科長の指定する期日までとする。

また、本研究科規程第7条ただし書きによる短縮修了の審査を受けようとする場合の修士論文の提出期限についても同様とする。

3. 修士論文等の提出部数

修士論文提出者は、指導教員の承認書（様式1）を添えて次の部数を提出する。

- (1) 修士論文 4部（正本1部，副本3部）
- (2) 修士論文内容の要旨 5部

4. 修士論文等の体裁

修士論文等の体裁は、次のとおりとする。

- (1) 修士論文は、日本文又は英文とし、A4判縦長に表紙（様式2）を付け、左綴じとする。
- (2) 修士論文内容の要旨（様式3）は、3,000字以内、英文の場合は1,200ワード以内とする。
- (3) 修士論文本文及び修士論文内容の要旨は、パソコン又はワードプロセッサ等により作成するものとし、活字の大きさは、12ポイント程度で1ページあたり40字／40行を目安とし、ページを下中央に付す。

5. 審査委員

修士論文の審査委員は、3名以上（主査1名及び副査2名以上）とし、主査は、論文提出者が所属する分野の教授又は学位論文指導教員資格を有している准教授をもって充て、副査は、主査と異なる本研究科の基幹分野、協力講座、協力分野、連携分野及び北海道大学病院（歯科の診療科、高次口腔医療センター及び総合口腔診療部を除く。）（以下「分野等」という。）の教授、准教授又は講師をもって充てる。

また、審査をするうえで主査が必要と認めるときは、上記の審査委員に次に掲げる者を加えることができる。

- (1) 連携講座（分野）の客員教授及び客員准教授
- (2) 本研究科寄附講座の特任教授及び特任准教授
- (3) 本学の他研究科等の教授、准教授又は講師
- (4) 他大学の大学院又は研究所等の教授、准教授又は講師
- (5) 教授会が特に認めた者

なお、審査委員は、指導教員が推薦する審査委員候補者を参考に、研究科教務委員会が

選出し、研究科教授会に報告する。

6. 修士論文発表会及び審査

修士論文提出者は、修士論文審査のため、公開の論文発表会において修士論文の発表を行う。論文発表会の日時は、研究科長が指定する。

審査委員は、論文発表会において、当該発表者の司会進行を担当し、修士論文を審査するうえで必要と認めるときは、論文発表会以外においても、修士論文提出者に修士論文に係る口頭試問を課すことができる。

7. 審査報告

審査委員は、論文発表会終了後、協議のうえ、審査報告書（様式4）に審査の概要（様式5）を添付し、研究科長に提出する。

8. 合否判定等

研究科長は、審査委員から提出された審査報告書とともに、修士論文の合否の判定を研究科教務委員会へ付託する。

研究科教務委員会は、付託された修士論文の合否の判定を行い、研究科長に報告する。

上記の報告をうけて研究科長は、修士課程修了認定の研究科教授会において、当該修了予定者の修得単位と合わせて報告する。

9. 修士論文の保存

修士課程修了者の修士論文は、医学研究科・医学部図書館で保存し、請求に応じて閲覧に供する。

10. 短縮修了

専攻の所定の授業科目を40単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文及び第一著者として掲載又は掲載されることが確約されている1編以上の基礎論文（Thomson Reuters社 Journal Citation Reportsのインパクトファクターが附与されている英文雑誌に掲載されたもの）を提出した者で研究科教務委員会資格審査専門委員会が優れた研究業績を上げたと認めた場合は、1年以上の在学期間で修了することができる。ただし、基礎論文は本研究科修士課程在学中に行われた研究内容を主体としていること。

附 記

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

なお、平成15年2月13日研究科教授会決定の「医科学専攻における修士論文提出及び審査に関する申合せは、平成19年3月31日付けで廃止する。

附 記

この要項は、平成22年7月8日から実施する。

附 記

この要項は、平成23年4月1日から実施する。